

令和2年5月22日

福井市各幼小中学校 保護者の皆様

福井市教育委員会教育長

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

日頃から本市の教育活動に御協力いただき、誠にありがとうございます。

また、3月上旬から長期に及ぶ臨時休業措置に対し、御理解と御協力をいただきましたこと、併せて御礼申し上げます。

さて、6月1日から学校を再開するにあたり、万が一、児童生徒に新型コロナウイルス感染者が発生した場合には、以下の対応をとることとします。

また、お子様が感染者や濃厚接触者として認められた場合はもちろんのこと、御家族や長時間同じ空間で過ごした方が濃厚接触者として認められた場合も、速やかに学校へ連絡をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続き御理解と御協力をお願いします。

記

1 児童生徒等が感染した場合

① 当該児童生徒の対応

当該児童生徒は完治するまで出席停止（欠席日数とはならない）とする。

② 学校の対応

- ・保健所等と協議した上で、感染児童生徒が通学する学校はおおむね2週間学校を閉鎖し、校内の消毒を行う。
- ・当該学校に通学する児童生徒は出席停止扱い（欠席日数とはならない）となる。

2 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合

① 当該児童生徒の対応

当該児童生徒のみ、保健所が指示する期間（おおむね2週間）を出席停止（欠席日数とはならない）とする。

② 学校の対応

学校は通常どおりとする。

3 児童生徒の家族等が濃厚接触者に特定された場合で、児童生徒は濃厚接触者に特定されていない場合

（例：家族が外出先で濃厚接触者となったが、その子どもは濃厚接触者となっていない。）

① 当該児童生徒の対応

当該児童生徒のみ、おおむね2週間の出席停止（欠席日数とはならない）とする。

② 学校の対応

学校は通常どおりとする。